

令和5年度

香川県森林審議会議事録

令和5年12月

香川県森林審議会

令和5年度 香川県森林審議会議事録

1 開催日時 令和5年12月26日(火) 14時00分～15時35分

2 開催場所 香川県庁 本館12階 大会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

一色玲子	伊藤文紀	大森沙緒里
勝浦敬子	久保月	栗田隆義
志賀照幸	白井章江	東川政富
樋口浩良	増田拓朗	真鍋有紀子
道久工	宮本欣貞	

14名中14名出席(五十音順)

(2) 欠席委員

なし

(3) 事務局

環境森林部	部長	秋山浩章
環境森林部	次長	久保幸司
森林・林業政策課	課長	神高洋一
森林・林業政策課	副課長	山本英幹
森林・林業政策課	課長補佐	渡部剛
森林・林業政策課	主席指導員	鴨川美和子
森林・林業政策課	主任	阿部佑平
森林・林業政策課	主任主事	森田正士
森林・林業政策課	技師	穴田真吾
みどり保全課	課長	渡邊美明
みどり保全課	副課長	松尾直睦
みどり保全課	課長補佐	山津宙行
東部林業事務所	所長	高尾勇一郎
西部林業事務所	所長	鷺岡義晴
森林センター	所長	河野司

4 議事録署名委員指名

審議会運営要綱第5の規定に基づき、樋口議長が大森委員と久保委員を指名した。

5 会議に付した議案及び報告案件

(1) 第1号議案 香川地域森林計画の変更について

(2) 報告案件

- ・保安林転用解除及び林地開発許可状況について

6 会議に付した議案の審議結果

(1) 第1号議案 香川地域森林計画の変更について

香川地域森林計画書（変更）案は、原案のとおり議決された。

7 議事の経過

別紙のとおり

<p>司会 (山本副課長)</p>	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会を開催いたします。本日、会議の進行を努めさせていただきます、森林・林業政策課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会の公開、非公開については、森林審議会公開要領の第2に「審議会は、原則公開とする。」と規定されておりますので、この会議は公開とさせていただきます。</p> <p>本日の審議会の開催を、一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者はおられないことを御報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、秋山環境森林部長より御挨拶申し上げます。</p>
<p>秋山部長</p>	<p>県の環境森林部で部長を務めております秋山と申します。</p> <p>開会にあたりまして一言御挨拶いたします。</p> <p>委員の皆様には、年末の大変お忙しいところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また平素より、県の森林林業行政はもとより、県政の各般にわたり、格別の御理解、御協力を頂戴しておりまして、改めて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、この審議会は、知事の諮問を受け、地域森林計画の樹立、変更、林地開発の許可に関する事項、保安林の指定・解除に関する事項、森林病虫害等の防除に関する事項等を御審議いただく、森林法に基づく重要な機関でございます。</p> <p>御承知のとおり、森林は、山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収減など多様な公益的機能を有しており、私たちの暮らしに欠かせない重要な役割を果たしております。また、県内の森林では、昭和40年代後半の松くい虫の被害の跡地に植栽されたヒノキが木造住宅の柱材として利用できる時期を迎え、今後、これらの森林資源をいかに活用し、森林を守っていくかということが重要な課題となってきております。</p> <p>県としては、これまで以上に、森林の整備と森林資源の循環利用の推進に、取り組んでいきたいと考えてございます。本日、御審議をお願いいたします。</p> <p>香川地域森林計画は、全国森林計画に即し、本県の森林に関する施策の方向性や、地域の特性に応じた整備、保全の目標等を明らかにするとともに、市町の計画策定の指針となる計画でございます。</p> <p>この計画は令和3年4月から10ヵ年の計画としておりますけれども、国におきまして、本年10月に新しい全国森林計画が策定されたことから、また、今年度の県の調査によりまして、森林の現況等に変動があったことを踏まえて、計画の内容を一部変更したいと考えてございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のない御意見を申し上げますとともに御審議のほどお願いをいたしまして、開会に</p>

<p>司会 (山本副課長)</p>	<p>あたっての私の御挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>引き続きまして、樋口会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>香川県木材協会の会長をしております樋口でございます。 本日の審議会の議長を務めさせていただきます。何分不慣れではありますが、時間の許す限りで皆さんの御意見を拝聴し、頑張っていこうと思ひます。 よろしくお願ひいたします。</p>
<p>司会 (山本副課長)</p>	<p>まず初めに、1名の委員交代がありましたので、新しく御就任された委員を御紹介させていただきます。 大西えい子委員の後任といたしまして、香川大学教育学部准教授、一色玲子様就任されております。よろしくお願ひいたします。 本日御出席いただいております委員は、14名中14名で、全員の委員の御出席をいただいております。当審議会運営要綱の3に規定しております定足数の過半数を満たしておりますので、この会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。 本日お配りしておりますのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次第 ○配席図 ○委員名簿 ○森林審議会運営要綱 ○森林審議会の根拠法令等 <p>また、審議会資料としましては、資料一覧のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○香川地域森林計画書(変更)案 ○資料1 香川地域森林計画の変更について ○資料2 香川地域森林計画書新旧対照表 ○資料3 令和5年度香川県森林審議会参考資料 ○資料4 林道計画位置図 ○資料5 用語解説 ○資料6 保安林転用解除及び林地開発許可状況 <p>以上でございます。不足している資料がございましたら、お申し出ください。</p> <p>なお、会次第議事にあります「香川地域森林計画の変更について」に関して、森林法第6条第3項の規定により「知事は、地域森林計画の案について、森林審議会の意見を聴かなければならない」とされておりますことから、12月20日付けで、香川地域森林計画(変更)案について、知事から審議会に対し、諮</p>

	<p>問させていただきました。</p> <p>諮問の写しを御配布しておりますので、御確認ください。</p> <p>また、当審議会には、運営要綱第8の規定に基づき、「森林転用調整部会」と「森林病虫害等防除部会」の2つの部会が設置されています。</p> <p>各委員の所属部会の指名につきましては、森林法施行令第7条の規定に基づき会長が定めることとなっております。新たに御就任いただいた委員の所属部会について、樋口会長から指名をお願いします。</p>
樋口会長	<p>それでは私の方から指名させていただきます。</p> <p>一色委員におかれましては、前任者と同じく、「森林転用調整部会」の委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
司会 (山本副課長)	<p>それでは、当審議会運営要綱の2に「会長が会議の議長となる。」と規定されておりますので、以後の議事進行は樋口会長をお願いいたします。</p>
樋口会長	<p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、議題に入ります前に、当審議会運営要綱の5に基づき、本日の審議会の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。</p> <p>本日は大森委員と久保委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、香川県知事より諮問を受けております議案の「香川地域森林計画の変更について」審議に入りたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (神高課長)	<p>それでは、議案「香川地域森林計画の変更について」御説明いたします。</p> <p>お手元の資料1「香川地域森林計画の変更について」を御覧ください。</p> <p>1 ページ目の「1 香川地域森林計画の位置付け」についてであります、全国的な計画として森林・林業基本法に基づき、我が国の森林林業施策の基本的な方針を定める森林・林業基本計画と、森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産省が策定する全国森林計画があります。</p> <p>この全国森林計画に即して、国有林については森林管理局が地域別の森林計画を策定し、民有林については都道府県が地域森林計画を策定することとなっております。また、都道府県の地域森林計画に沿って市町村が市町村森林整備計画を策定することとなっております。</p> <p>都道府県の地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、10年を1期とする計画を5年ごとにたてることとなっており、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を定めるとともに、市町村森林整備計画の指針となるものです。現行の香川地域森林計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の計画となっております。</p> <p>2 ページの「2 香川地域森林計画の変更理由」を御覧ください。</p>

令和5年10月に全国森林計画が策定されたことに伴い、香川地域森林計画の記載内容と計画量を変更するとともに、本年度の調査により、計画の対象とする森林区域面積等の変更が生じたことから、森林法第5条第5項の規定に基づき、見直しを行うものであります。

「3 全国森林計画（策定）の概要」を御覧ください。

香川地域森林計画を変更する要因となった国の計画策定の内容について、説明いたします。

主な事項としましては、(1)に記載のとおり、花粉発生源対策、合法性確認木材の流通及び促進、宅地造成及び特定盛土等規制法を踏まえた森林の保全、航空レーザ測量等を用いた高精度な情報の整備、森林GISの効果的な活用することが追加されており、新たな施策の導入等を踏まえ見直されています。

また、(2)に記載のとおり、広域流域ごとに定めている、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量について、最新の森林資源情報を踏まえて変更されております。

「4 香川地域森林計画の変更の手続き」を御覧ください。

(1) 計画（変更）案の作成及び公告・縦覧については、森林法第5条第5項の規定に基づき作成した香川地域森林計画（変更）案について、県民の意見を聴くため、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和5年11月10日から令和5年12月8日までの約30日間、本計画書（変更）案を公衆の縦覧に供しました。

(2) 各市町・森林管理局への意見聴取については、関係機関の意見を聴くため、縦覧期間が満了した後、森林法第6条第3項の規定に基づき、県内全市町及び国有林を管轄する四国森林管理局などに意見照会を行いました。

こうした手続を経て、香川地域森林計画（変更）案をまとめ、森林審議会に諮問したものであり、本日、御審議いただくものでございます。

香川地域森林計画（変更）案の具体的な内容については、担当から説明させていただきます。

事務局
(渡部課長補佐)

それでは、香川地域森林計画（変更）案について御説明いたします。
資料1の3ページ目、「5 香川地域森林計画（変更）の概要」を御覧ください。

計画事項のうち、現行の計画との変更点について御説明いたします。
主な変更点としましては、全国森林計画の策定に伴う記載内容、計画量の変更及び本年度の調査による計画対象森林区域面積並びに森林の土地の保全に特に留意すべき森林の面積の変更についてです。

1点目は、全国森林計画の策定に伴う変更についてです。

5 (1) 全国森林計画の策定に伴う変更を御覧ください。

「森林の整備及び保全の目標」、「人工造林に関する指針」及び「その他必要

な事項」の項目においては、本年5月の花粉症に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、花粉症発生源対策の加速化に向けて取組みを進めることが重要であることから、その記載内容を追加、修正しております。

また、同じく「森林の整備及び保全の目標」の項目において、リモートセンシング等の新たな技術の進展を踏まえ、地形情報の整備等に向けた航空レーザ測量などの効果的な活用を進めていく必要があることから、その記載内容を追記しております。

「林業に従事する者の養成及び確保に関する方針」の項目においては、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更を踏まえ、新規参入等、林業従事者の裾野を拡大するなど、林業に従事する者の確保に関する記述を追記しております。

「林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針」の項目においては、本年4月に違法伐採根絶に向けて合法性の確認等の取組みを強化するとして改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、木材関連事業者の更なる取組み強化が必要であることから、その観点で記載内容を修正しております。

「土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」の項目においては、本年5月施行の宅地造成及び特定盛土等規制法及び森林法施行令など林地開発許可基準の見直しを踏まえ、盛土及び太陽光発電設備等に伴う土地の形質変更の規制に関する内容について、安全対策等の実施に関する記載内容を追加しております。

2点目は、森林計画区域面積等の変更についてです。

5（2）計画区域面積等の変更を御覧ください。

地域森林計画対象民有林面積です。本年度、高松森林調査区を中心に森林計画区域及び面積の見直しを実施し、地籍調査の結果や現況調査の結果、並びに開発等の完了による森林以外への転用などを反映させて、地域森林計画対象民有林面積の修正を行った結果、現行計画において79,252haであった森林面積が79,256haとなり、4ha増加しております。

市町ごとの面積及びその増減については、資料1の4ページ目、【参考】「計画対象森林面積 対比表」にまとめております。

現況調査により、森林の面積が精査された結果を今回の調査で反映させたことが、面積が増加した主な要因です。

続いて、森林の土地の保全に留意すべき森林の面積についてです。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林としては、土砂崩壊防備及び土砂流出防備、水源かん養の保安林、保安施設地区、砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域内の森林を指定しておりますが、今年度は、さぬき市や丸亀市等において、土砂流出防備保安林の指定等があったため、現計画において、20,170haであった面積が20,267haとなり、97ha増加するものでございます。

現行計画との変更点の3点目は、計画量の変更についてです。

	<p>5（3）計画量の変更を御覧ください。</p> <p>全国森林計画の変更に伴い、主伐、間伐材積、間伐面積、人工造林面積など造林に係る計画量について、計画期間を5年間スライドした最新の森林資源の状況を踏まえるとともに、花粉発生源対策の加速化などに応じて、全国森林計画の割振量に従い変更するほか、治山事業に関しては、今後の事業予定を踏まえて計画量の変更を行っております。</p> <p>その他、「森林計画区の概況」に関する記載につきまして、最新の状況に合わせ、社会経済的背景や、森林・林業の動向等を時点修正しております。</p> <p>以上が、香川地域森林計画について、現行計画との主な変更内容です。</p> <p>その他の、変更計画と現行計画との変更点につきましては、資料2の「香川地域森林計画書 新旧対照表」で御確認ください。</p> <p>以上のような内容で、別冊の「香川地域森林計画書（変更）案」を作成し、本審議会に提案させていただいております。</p> <p>なお、資料3及び4については、本審議会の開催の都度、配付させていただいている参考資料でございますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、香川地域森林計画の変更についての説明を終わります。</p> <p>樋口会長 ただ今、事務局から説明がありました内容について、御意見、御質問がありましたら、御発言いただきたいと思っております。</p> <p>増田委員 違法伐採について、香川県でどのようなことがあるのか教えていただきたいです。</p> <p>事務局 (渡部課長補佐) 国内ではない場合が多いですけれども、海外において違法に伐採された材が国内に搬入されるということがございまして、そこを今回、厳密にしているというような形になっております。</p> <p>事務局 (神高課長) 違法伐採ですが、制度上は、伐採届という届出制度がありまして、市町に伐採の度に届け出なければいけません。 また、保安林の場合は、伐採の規制がありますので、その手続きをしていただかなければいけないので、それは守られていて、違反があれば指導しているというような状況でございます。</p> <p>増田委員 分かりました。 もう一つですが、計画書の4ページに、齢級別の面積のグラフがあります。伐採された面積に対して1齢級がものすごく少ないです。5年ごとに1齢級ずつずれるということであれば、低い齢級のところが少なすぎるのですが、もう少し植えているのではないのでしょうか。</p>
--	--

<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>齢級が低いところ、1 齢級が少ないのですが、これについては植栽しているものは全て含んでいます、ヒノキなど人工林では間伐がメインになっており、そこには植えてないので、いくら 10 齢級の森林を間伐しても、面積的には変わらないので、伐採はしていても齢級の変化は見えてこないという状況になっております。</p>
<p>増田委員</p>	<p>これだけを見ると、齢級の高いところに、たくさん材があると思ってしまうが、要するに面積だけあるということですね。</p> <p>また、2 齢級が急に増えているのは、面積間違いか何かを直したということでしょうか。新旧対照表の方を見れば分かりますが、香川県では 2 齢級が多いのですが、5 年前の 1 齢級だけではこれだけの面積になりません。前回の 1 齢級に今回の 2 齢級と同じだけ面積があれば分かるのですが、どうしてでしょうか。</p>
<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>すぐに分からないため、確認させていただきます。</p>
<p>増田委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>もう一点、同じく 4 ページの一番下の三行ですが、数字としては正しいことを書いていると思うのですが、「平成 16 年度は 1,003 m³である。令和 4 年は 5,653 m³となり、昨年と比較すると 2,300 m³増加し、長期的にも増加している」とあるが、長期的に増加傾向にあると分かりにくいです。なぜ、平成 16 年の数字なのか、いつから増えているのか、もう少し素人が読んでも分かりやすい書き方で示してほしいと思います。</p>
<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>御指摘のとおり、一般的に分りにくい表現になっていると思いますので、今後修正して、表記させていただきます。</p> <p>御質問の内容について、平成 16 年度以降に伸びたというのが、それまで香川県内に県産木材を扱う製材所がなかったが、新たに専用に県産木材を扱う製材所を作ったもので、それからの伸びが顕著であったということです。</p> <p>最近の令和 4 年度の 5,653 m³との比較の部分について、前年度との比較というのは間違っている表現なので、修正させていただきます。</p>
<p>増田委員</p>	<p>下の部分にグラフで示すと分かりやすいと思います。</p>
<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>今後訂正させていただきます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>他に御質問ございませんか。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>資料 2 の 12 ページの左側のエリートツリー（第 2 世代精英樹）等という、言葉は具体的にどういう種類なのでしょう。</p>

<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>エリートツリー（第2世代精英樹）ですが、資料5に用語解説の方をつけさせていただいておりまして、成長の優れた木「精英樹」を選定し、優良なものをさらに交配して、その中からさらに優秀なものを選んだというのが第2世代になっておりまして、非常に成長が早いということです。そういった苗木の選定に努めるということに記載しております。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>樹種はこの場合何になりますか。</p>
<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>ヒノキ、スギです。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>他に御質問ございませんか。</p>
<p>東川委員</p>	<p>変更案の5ページに、2の(1)伐採流木材積で、5年間の実績として、主伐が3万3000立方、間伐が5万立方、合わせて8万3000立方という記載がありますが、主伐をした後の国が推進している資源の循環として、再造林をやらなければならないような仕組みになっていると思うのですが、資料の3の9ページの造林の実績表において、5年間で拡大造林としては実際に実績がありますが、再造林がずっと0で推移しているのは、主伐をした後の再造林がなされてないというのが実態でしょうか。</p>
<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>資料3の9ページには、植栽しかないのので、主伐をした後、再造林をしていないのかという疑問があつての御質問だと思います。実際、主伐がほとんどないという状況です。主伐がされているのに再造林ができていないという状況ではなく、間伐の搬出が主流になっておりますので、再造林が必要な箇所がないということです。</p> <p>また、拡大造林も広葉樹の転換や竹林の転換など拡大造林が今進んでいるというような状況でございます。先ほど御質問いただいた計画書の5ページの内容ですが、計画の変更の内容で御説明したとおり、全国森林計画の変更に即して香川県の地域森林計画も今後10年の計画を作らせていただいているということで、実績と計画量とのリンクが少しできてないという状況はありますので、今後、森林資源の循環利用を進めていくためには、主伐も必要であるので、それについては計画的に進めていかなければいけないと考えています。</p>
<p>東川委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>国の政策を批判するわけではないのですが、いわゆる資源の循環として皆伐の後に再造林するというのが、金銭的にも非常に困難な状況で、主伐した木を売却したお金より、再造林の植林の費用と下刈りまでのいわゆる育林の費用が、はるかに上回っているという実態の中で、皆伐をすること自体を疑問に思っているところです。</p>

	<p>私以外にも森林所有者、実際に自分で山の管理をやっている方の御意見を聞いても私と全く同じ意見ということで、これが本当に国の政策としてうまくいけばいいのですが、どう考えてもうまくいきそうにないというところで、香川県は本当に小さな林業県ではありますが、香川県なりの強みを生かしたような細かいところについては、またいろいろと意見交換をさせていただけたらと思うところです。よろしくお願いします。</p>
事務局 (神高課長)	<p>御意見ありがとうございます。県といたしましても、引き続き搬出間伐の方は進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>また一方で、今年、花粉症対策で、スギ、ヒノキ等の花粉症発生源になる樹種の転換ということも言われていますので、森林資源の循環利用も含めて、総合的に考えていかなければと思っております。</p> <p>先ほど御意見のありましたように、伐採したら確実に後は植えていかなければと思っておりますので、植えるためには花粉の少ない苗木の養成も課題になってくると思います。そういったところも含めて総合的に進めていきたいと考えていますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
樋口会長	<p>他にございませんか。</p>
道久委員	<p>花粉症のところで、国の政策ではスギを前面に出していますが、案の方では24 ページの下から2行目、スギ等ということで、香川県の場合はヒノキがメインなので、「等」を入れたという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (神高課長)	<p>そのとおりでございます。国の方はスギの方が全国的には面積が広いこと、なおかつ、スギの花粉によって花粉症になっている方の程度が重いということで、スギの対策をとることになっております。香川県からも要望しておりますが、国でもヒノキについてもいろいろな助成制度をとるということで目標をしており、スギと一体的に整備するというようなことも国の方も考えつつある状況です。香川県の場合は9対1で、ヒノキの方が多い状況でございますので、「等」の記載を入れさせていただいております。</p>
道久委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認ですが、25 ページの1の(1) 総面積 20,170ha ですが、これは資料1の3 ページの真ん中の(2) の変更計画案をみると、20,267ha ではないでしょうか。</p>
事務局 (渡部課長補佐)	<p>20,267ha が正しい数字ですので、訂正させていただきます。</p>
道久委員	<p>分かりました。</p>
樋口会長	<p>他にございませんか。</p>

増田委員	資料3の参考資料の3ページに、樹種別の面積、蓄積がありますが、広葉樹でクヌギとありますが、クヌギだけですか。香川県はアベマキが多い気がしますが、ザツに入っていますか、ザツは何が主な樹種で何が含まれるか教えていただきたいです。
事務局 (鴨川主席指導員)	森林簿では、クヌギにはアベマキも含んでおり、ザツについては、クヌギ以外のコナラ、ヤマザクラ、ケヤキといった樹種が含まれています。その他の広葉樹についてはザツという一括りにして扱っているので、天然林で色々な樹種が入っているところについては、ザツという中に含んで集計をしています。
樋口会長	他にございませんか。 それでは他にないようですので、お諮りいたします。 議案の香川地域森林計画の変更について、案のとおり承認することに異議ございませんか。
全委員	(意義なし)
樋口会長	異議がないようですので、この議案につきましては、案のとおり承認することとし、その旨、香川県知事に答申いたしたいと存じます。 それでは引き続いて、地域森林計画に係る今後の手続きについて、事務局から御説明をお願いいたします。
事務局 (渡部課長補佐)	承認いただきました「香川地域森林計画書(変更)案」につきましては、今後、農林水産大臣への協議を行い、大臣の同意を得て決定し、公表する予定です。
樋口会長	続きまして、議題(2)報告案件の保安林転用解除及び林地開発許可状況につきまして、事務局から御説明をお願いします。
事務局 (山津課長補佐)	保安林転用解除及び林地開発許可の状況について御説明させていただきます。 資料の6を御覧ください。 最初に当会議で報告させていただきます事項について、改めて御説明をいたします。 まず、森林審議会森林転用調整部会の運営方針第2の1の規定によりまして、審議の対象となる事項は、森林の開発行為の許可及び保安林の転用解除を伴う開発行為のうち、国または地方公共団体によって行われるものを除くとされています。 また、同方針の第2の2により、森林の転用解除に係る面積が1ha未滿の事案及び保安林以外の森林について開発行為に係る面積が5ha未滿の事案につきましては、知事が特に必要と認める場合を除き、森林転用調整部会における個別審議を省略するとされております。

また、同方針の第2の3によりまして、これらの事案につきましては、解除及び許可の決定後に開催する会議、本会議でございますけれども、この場所において報告することとされておりますので、当会議において御報告させていただくものでございます。

資料6の(1)の報告事項を御覧ください。

今回御報告させていただく対象の期間につきましては、昨年の森林審議会で報告をさせていただいた期間の後の令和5年1月4日から令和5年12月8日までとしております。

なお、この期間におきまして、個別審議となる転用案件はございませんでしたので、併せて御報告いたします。

資料6の(2)を御覧ください。

保安林の転用による解除につきましては、国または地方公共団体以外の民間事業者により行われたものがないことから、今回報告する案件はございません。

続きまして資料6の(3)を御覧ください。

林地開発につきましては、開発をする森林の面積が1haを超える場合、ただし、開発の目的が太陽光発電設備の設置を目的とするものにつきましては、0.5haを超えるもの場合に、知事の許可が必要となります。

今回の報告案件におきましては、表にありますように24件の林地開発の許可を行っております。

表をご覧ください。

許可を行った日付の順に、左端の欄に番号を振り、それぞれについて、新規の許可と変更許可の別、申請者、開発森林の所在場所、開発森林面積、開発目的、許可期間を記載しています。

種別の欄を御覧ください。新規で許可した案件が10件あります。

6番から12番までの案件は、採石を目的とした開発で、過去に許可を行っているものですが、許可期限である令和5年1月7日を超過して、更新がされなかったため、一時的に開発行為ができなくなったことから、開発を継続するため、新たに申請があり、令和5年3月23日に再度許可したものです。

20番の案件についても、許可期限である令和5年3月23日を超過し、一時的に開発行為ができなくなった後、新たに申請があり、令和5年8月31日に許可したものです。

13番と14番の案件は、太陽光発電設備の設置を目的として、新規に申請があり、審査し許可したものです。

	<p>次に、変更許可を行った案件が 14 件あります。</p> <p>変更許可の手続きは、香川県林地開発許可制度実施要領に基づき、開発行為の目的の変更や、開発森林面積の 0.3ha 以上の変更、開発行為期間の延長など、変更の内容が重要とみなされる場合に必要となるものです。</p> <p>今回報告する変更許可については、主に開発期間の延長を変更理由としたものですが、それぞれ防災施設計画の軽微な変更も含んでいることから、内容の審査を行い、許可を行っています。</p> <p>次のページにこれら林地開発許可の位置を表示していますので、御参照ください。</p> <p>なお、林野庁において、太陽光発電設備の設置を目的とした開発に対する許可の基準について、有識者を委員とする検討会の結果が取りまとめられ、各都道府県に技術的助言が発出されたことから、本県では今年度、林地開発許可の審査基準の見直しを検討し、改正した審査基準については、令和 6 年 7 月から適用したいと考えています。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
樋口会長	<p>ただいま事務局から説明がありました内容について、御質問および御発言がございましたら、お願いします。</p>
白井委員	<p>太陽光発電の許可について、あらゆる審査の後、許可したと思うのですが、それに対する例えば 30 年後 50 年後のリサイクルや廃棄に対しての制限、リサイクルに関する法律のようなものはあるのでしょうか。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>林地開発許可の制度としては太陽光発電所の造成までの許可に関する申請になっております。</p> <p>しかしながら事業者としては、最終的な処分、リサイクルに関しては、他の制度で、お金を積み立てて適切に処理ができるようになっていると思います。</p>
事務局 (秋山部長)	<p>補足します。太陽光発電については、基本的な許認可については、経産省がしており、固定価格買取制度いわゆる F I T 法ですが、F I T 法の適用を受けるにあたって、今担当より説明があったように太陽光パネルのいわゆる運用の年数が来た時に、除却費用を積み立てるようになっています。そういった経産省の許認可の際に、積立について適切に行っているということですので、一定の担保がなされていると理解しています。</p>
白井委員	<p>分かりました。</p>
樋口会長	<p>他にございませんか。</p>
勝浦委員	<p>今の太陽光発電に関する質問で大体分かったのですが、太陽光発電のもともとの地目は何だったのでしょうか。</p>

事務局 (山津課長補佐)	資料6に開発森林面積を記載していきまして、例えば13番や14番の案件でいうと、開発森林面積2.47ha、1.98haとなっております、これは地域森林計画対象森林の面積ですので、ほとんどが地目としては山林です。
勝浦委員	許可期間について、23番の採石事業については5年で、他の案件の3年に比べて長いのはどうしてでしょうか。
事務局 (山津課長補佐)	<p>林地開発の許可の期間につきましては、森林法以外に期間の定めのない開発行為の許可期間は原則最長3年としております。</p> <p>ただし、他法令によって許可期間を限定される開発行為については、その他法令との調整を行い、23番は採石事業であり、森林法の林地開発許可以外に採石法の採石法認可の規制がかかっています。</p> <p>通常の採石法の認可は3年と決まっていますが、採石法の審査で維持管理なども含めて採石事業が優良である場合には、特別に認可期間を5年とすることができるようになっていきまして、今現在、県内でこの1件については認可期間が5年となっているため、採石法との整合も考えて林地開発許可の期間についても5年としています。</p>
勝浦委員	分かりました。
樋口会長	他にございませんか。
増田委員	資料6の3番ですが、令和5年6月までになっていますが、これは今年度開発が終わったということですか。
事務局 (山津課長補佐)	3番については、もう一度この期間中に17番で許可を行っておりまして、3年延長して、令和8年6月24日まで継続して許可を行っております。
増田委員	分かりました。
樋口会長	他にございませんか。 特にご意見のないようでございますので、続きまして、「3 その他」について、事務局から何かございませんか。
事務局 (渡部課長補佐)	事務局からは、特にございません。
樋口会長	せっかくの機会ですので、委員さんの御意見をお願いしたいと思います。一色委員さん、何か御意見ありますでしょうか。
一色委員	家庭科教育や生活者育成の視点から、今日いろいろと皆様の御意見を聞きな

	<p>がら、そういうことだったのかとさらに深く納得しております。また、今後、森林を通して広く香川のことを知っていただけたらと思います。よろしくお願いします。</p>
樋口会長	<p>続いて伊藤委員さん何かありますでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>最近、山へ行って気になっているのはナラ枯れで、キクイムシの被害木がすごくよく目につくようになったと感じております。 ナラ枯れの今後の動向について、注目していきたいと思っております。</p>
樋口会長	<p>続いて大森委員さん何かありますでしょうか。</p>
大森委員	<p>柱材などに利用できる時期を迎えている木材ですが、今年2回、県産木材利用拡大検討会を建築士会と木材協会の方とさせていただき、一歩ずつ進んでいると思います。柱や土台など構造材の方にヒノキが使えるのですが、まだ梁までの構造材としては使われにくい部分があるので、今後、柱材の強度試験をして、周知していきたいと思っています。</p>
樋口会長	<p>香川県産材は徐々に構造材以上に太くなってきたと同時に、集成材を使っていこうということで、需要を伸ばすためにも業界では今盛んに勉強会をやっているところです。今後は、かなり材が出てくると思われます。その材を利用していきたいと思っていますので、またそういう機会にはよろしくお願いします。</p> <p>続いて勝浦委員さん何かありますでしょうか。</p>
勝浦委員	<p>新しく建ったビルの壁面などに木材を使用しているのがとても目について、いいなと思っています。駅前などの椅子などもいいのですが、もう少し宣伝をしてもいいかなと思います。外国の方が通っていたのですが、どういものか分からなかったようだったので、看板などで説明があったらいいなと思いました。</p>
樋口会長	<p>続いて久保委員さん何かありますでしょうか。</p>
久保委員	<p>身近に公渚公園があり、普段散歩するのですが、公渚公園内のサイン、看板が改修されて、いろいろな知識を楽しめるようになってきているのですが、情報をどうやって受けとめてもらえるかという観点で、もう少し身近に感じられるサイン計画やデザインがあるといいと思います。公渚公園でいうと、お子様から近隣のお年寄りの方など、「しっぽの森」という新しい施設もできたことから、いろいろな方が訪れる場所になっていると思うので、より良いイメージをどこに伝えたいかということに力を入れてもいいかなと思いました。</p> <p>それと、公渚公園の散歩道に朽ちた木のベンチがあったのですが、先日歩いていると、非常に綺麗な木材のベンチに変わっていました。あれは県産材かなと思いつながら、とてもいい印象になったと感じました。</p>

<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>ありがとうございます。古い施設になっておりますので、適宜、施設改修を行っています。改修の際には、県産材を使っています。</p> <p>また、サインのことも大変参考になる御意見です。今後、そういう改修等を目指して、にぎわいの創出につなげていこうと計画していますので、また何かありましたら、御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>続いて栗田委員さん何かありますでしょうか。</p>
<p>栗田委員</p>	<p>先般、新聞に報道が出ていたのですが、香川県と県森連さんと大倉工業さんの3者で協定を結んで、香川県産材を活用していこうということでした。内容について詳しくお聞きしたいです。</p>
<p>事務局 (神高課長)</p>	<p>県の方から御説明させていただきます。</p> <p>木材利用の促進協定ということで、県と事業者さんが、県産木材等の活用を図るために協定を結んだものです。大倉工業さんは新たな施設整備も考えながら、今後、進めていくということでございます。</p> <p>県産木材の流通のハブになっている香川県森林組合連合会さんも協定を結んで、県産材の供給について、今後、計画を進めていただけるということで協定を結んでおります。</p> <p>今後、施設整備も含めて検討を進めていきますので、県としても、いろいろな情報提供、意見交換などを進めて、香川県森林組合連合会さんと大倉工業さんが取り組む事業について、一緒に進めていこうと考えております。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>続いて宮本委員さん何かありますでしょうか。</p>
<p>宮本委員</p>	<p>公渚公園について、10月に環境森林部長、次長と森林・林業政策課長と一緒に、公渚の東植田の自治会等々それぞれ関係各位の役員の皆さんと一緒に2時間ほど歩かせていただいて、今回また、公渚公園の開発について計画を環境森林部でしていただいております。</p> <p>現在、子供のちびっこ広場でトイレが汲み取り式から水洗トイレに改修されておりまして、小さな子供たちが怖いというイメージではなくなって、夜も近づくと電気がつくようになり、とても使いやすくなっていると思ひます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>続いて真鍋委員さん何かありますでしょうか。</p>
<p>真鍋委員</p>	<p>私は本業が建設業でして、職業柄ですが県産木材に関しては昨年度2件使わせていただきまして、県産材の利用が少しずつできるようになっていると思ひています。</p> <p>砕石とかの転用の話なのですが、できるだけ田んぼは田んぼのままで、森は森のままであって欲しいなという気持ちがありまして、残土処分場の開発などを一覽で見ると、採石跡地が残土処分場になってしまうという以外に、例えば</p>

	<p>三豊市で事業用地に転換したという事例も1件ありまして、重機が入る道がありますので、その可能性があるのであれば、そういった取組みができればいいなと思います。また、他県の事例で、なるべく残土処分を出さないように、残土のコントロール機能みたいなものを県が持っていて、どこの部署が御担当になるのか分からないですが、森林を森林のままに残していけるようなコントロール機能を部署横断でできるといいなと思いました。</p>
樋口会長	<p>最後に志賀委員さん何かありますでしょうか。</p>
志賀委員	<p>ナラ枯れの関係で、新聞報道でもありましたが、県の調査では2022年に比べておよそ3～4倍ぐらい増えていて、今現在では、その倍以上、6倍とか8倍とかになっていることも十分あり得ます。</p> <p>国有林でも対策をしていますが、ナラ枯れについては大変心配しているところです。国有林で見つかったら、県の方にも情報共有していきますし、県の方でも、民有林でそういった被害が見つかれば、お互いに情報共有をしながら対策していきたいと思います。また、計画書には対策を強化していくと今回書かれていたと思いますので、それに向けて一緒に対策していけるようお願いいたします。</p>
事務局 (神高課長)	<p>ナラ枯れは、最初に発見されたのが小豆島町で、被害が令和4年ぐらいまで激甚だったということで、この間の新聞報道にあったように材積が増えている状況でしたが、小豆島町の今年状況を見ると、少し収束傾向で、どんどん材積が増えているという状況ではないと思っています。</p> <p>また、国有林は、これまでもシカ害のこと等についても情報交換をさせていただきましたので、引き続き、ナラ枯れについても情報共有をさせていただき、駆除もできる限り協力しながらやっ払いこうと考えております。ただ、どんどん駆除をということではなくて、適正に駆除をやっていこうというふうに考えていまして、やはりナラ枯れがこれだけ広がりますと、量をすべて駆除するというのは非常に難しい状況になっております。どうしても駆除が必要な生活に近い箇所、道やその他インフラなど、人家の近くで人が集まりやすいところを市町と連携して対策に取り組んでいきたいと思っていますので、また御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
志賀委員	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>また、木材協会と県との材の利用促進の協定や県森連と大倉工業と県との協定などについて、県産材の活用をこれから進めていくということで、香川県は小さいながらも、これだけやっているということを発表していただいて、もっともっと進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (神高課長)	<p>県の木材協会さんとも協定を結ばせていただいております、先ほど大森委員からもお話のあったように、建築士会の方々にも御協力をいただいて、利用が進むような対策を、供給と利用の両方で進めていこうと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。</p>

<p>宮本委員</p>	<p>森林組合の理事をしているのですが、これから大倉工業さんと協定を結び、県の方も協定に入ってしまうということで、非常にリスクも多くて、材木市場のようなかたちで、県産材を扱っていくためには費用も掛かることになっていきますので、できた後に材が入ってこないということになると非常に困るので、今回、東の統合高校のような非常に大きい施設をつくるということですので、県が教育委員会とタイアップしながら、県産材を県の施設に使っていただけるように、その他の施設においても、県が管理している栗林公園や交通安全施設の中でベンチなど木材が使えるところが多いので、県全体で取り組んでいただけるようにしっかりと後押しをしないといけないと思います。部長には、他部局や池田知事さんにもしっかりと後押ししていただけるような意見を述べていただきたいと思っております。</p> <p>来年の4月から、農業大学校に森林関係の勉強ができるコースができ、これから森林関係の機運が高まっていくきっかけになるようなことが多いので、そういうことを頭に置いて行動していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (秋山部長)</p>	<p>御指摘いただいたとおり、協定を結んでも、その協定に沿って物事が動いていかないといけないということでして、やはり木材の場合は川上川中川下の流れがしっかりしていないと、最終的には森林の持つ公益的な機能の維持確保にも繋がっていくことだと思っておりますので、森林の担い手の確保から最終的な県産材の活用まで、環境森林部としても関係部局にしっかりと声をかけて、より積極的に県産材の利用拡大を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>建築の方におきまして、J A Sの規格について等級区分として機械等級という機械で等級するというので、香川県にもJ A Sの工場を作っております。業界でもそういった努力をされており、今後はより良くなるということもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>他に、御意見ございませんでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>樋口会長</p>	<p>他に御意見がないようでございますので、審議を終了し、進行を司会にお返しします。</p>
<p>司会 (山本副課長)</p>	<p>以上をもちまして、香川県森林審議会を閉会します。 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。</p>